

敬老バス回数券及びフリーパス証の公費負担割合について

1 敬老バス回数券（令和5年度以降）

利用者負担	市税負担額
50%	50%
(4億円)	(4億円)

2 フリーパス証

(1) 制度見直し前（令和3年度（決算））

利用者負担 10% (6億円)	市税負担額 90% (52億円)
-----------------------	---------------------

(2) 制度見直し後（令和14年度（見込））

利用者負担 33% (10億円)	市税負担額 67% (21億円)
---------------------	---------------------

※ フリーパス証と敬老バス回数券を併せた場合、令和14年度の公費負担の割合は利用者負担：36%、市税負担：64%となる。

3 公費負担を本割合とした理由

フリーパス証については、介護保険料をはじめとして、多くの福祉施策で実施されている利用者負担の方式の「応能負担」制を採用し、利用者の所得に応じて負担金を設定している。

一方で、敬老バス回数券については、フリーパス証を補完する（フリーパス証の負担金額ほど利用されない方の社会参加を支援するため）ものであることから、その利用者負担について、フリーパス証の負担金との均衡を踏まえ、フリーパス証の最低負担金額である9,000円より低額の選択肢として上限5,000円までとし、また、世代間の負担のバランスを踏まえ、小児運賃並みの券面額の半額（50%）を公費負担としている。

今回の制度見直しは、見直し前の制度のままでは、市税負担がさらに増大し、制度自体が破綻する恐れがあり、早急に見直しを実施する必要があったことから、現行の応能負担をベースとして見直し内容を構築したものである。